

国 都 計 第 83 号
平成 23 年 11 月 30 日

各都道府県知事
各指定都市の長 殿

国土交通省都市局長

都市計画運用指針の改正について

今般、社会資本整備審議会第6回都市計画・歴史的風土分科会及び第13回都市計画部会合同会議（平成23年2月17日）にて報告された「都市計画制度小委員会のこれまでの審議経過について（報告）」、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号「第1次地域主権改革一括法）」及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号「第2次地域主権改革一括法）」による都市計画法等の一部改正を踏まえ、「都市計画運用指針（平成12年12月28日付け建設省都計発第92号建設省都市局長通知）」の一部を下記のとおり改正したので通知する。

なお、都市計画運用指針は、地方自治法第245条の4の規定に基づき行う技術的な助言の性格を有するものであり、各地方公共団体におかれては、引き続き、今後の都市計画制度の運用に当たって、参考としていただきたい。

都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市を除く。）に対して、本指針を周知いただくようお願いする。

なお、改正した指針については、国土交通省のホームページに掲載されているので、適宜ご活用いただきたい。

記

「Ⅰ. 運用指針策定の趣旨」「Ⅲ. 都市計画制度の運用にあたっての基本的考え方」「Ⅳ. 都市計画制度の運用のあり方」「Ⅴ. 都市計画決定手続等」を別添の通り改正し、「Ⅵ. 都市計画基礎調査」を追加する。

以上